

あしらせ 掲示板

本町では、これまでも公共施設の禁煙・分煙対策を実施しておりますが、受動喫煙による健康への影響を勘案し、その対策の一層の強化を図ることいたしました。すでに一部の施設については、禁煙化を実施していますが、平成23年4月1日からは、すべての公共施設を禁煙化することといたします。

なお、町の施設において喫煙する場合には、屋外で喫煙することになりますので、「理解」「協力を願っています。(小中学校は、すでに敷地内を含め全面禁煙としています。)



町の公共施設すべてが全面禁煙になります

- ★上土幌町役場 ☎ 2-2111
- ★教育委員会 ☎ 2-3014
- ★ふれあいプラザ
 - ◇健康増進担当 ☎ 2-4128
 - ◇介護支援担当 ☎ 2-5555
 - ◇浴場部門 ☎ 2-4126
- ★十勝総合振興局(土木現業所・保健所含む) ☎ 0155-24-3111

※このコーナーに掲載されている帯広市近郊市町村の市外局番(0155)は省略しています。また、役場、教育委員会、ふれあいプラザ、および十勝総合振興局の電話番号は、上記に掲載しましたので、こちらを参考にしてください。

公印	用紙	変更前 → 変更後
朱色	白色 → 黒色(電子公印)	

※詳しいお問い合わせは、町民課戸籍年金担当(内線134)佐藤まで

役場窓口での各種証明書が変わります

3月7日から、住民票、印鑑証明書、税務関係証明など、役場窓口で交付する各種証明書が次のとおり変更になりますのでお知らせします。(一部、従来通りの証明書もあります。)なお、変更前の用紙は、変更後もこれまで同様にお使いいただけます。

※詳しいお問い合わせは、総務課庶務担当(杉本)まで

確定申告は3月15日(火)まで!

■確定申告をしなければならない方

- ◇事業主や土地などを賃貸しており、事業所得や不動産所得のある方
- ◇土地・建物を譲渡した方
- ◇年金収入などのある方
- ◇2ヶ所以上から給与収入がある方などです。

役場では申告の受付を行っています。なお、給与所得者などの簡易な確定申告を除き、所得税法の専門知識の必要な事業所得や譲渡所得(株式含む)などは、税務署で申告いただくようお願いいたします。

- ◆申告会場 役場A会議室(消防庁舎2階)
- ◆申告時間 9:00~11:30、13:00~16:00

【e-Tax(電子申請)】のご利用の方へ

平成22年分所得をe-Taxで申告し「最高5,000円の税額控除」の適用を受けられる期限は3月15日(火)までです。

※詳しいお問い合わせは、帯広税務署(☎24-2161)または町民課賦課担当(内線131)新井・石川まで

公営住宅入居者募集!

顧問弁護士による「一日法律相談」を開催します

- 特公賃住宅(ふれあい団地・14区)
1戸の入居者を募集します。
◆入居資格 住宅に困窮していく、所得(月額)が15万8千円を超える町が定める基準に該当する者。
- ◆募集住宅(世帯向用)
(平成14年度建設)
①C棟1階 2LDK-S 1戸
◇家賃(収入区分による)
月額4万3600円~5万2400円
※募集期間は3月1日(火)~10日(木)
- ◆相談員 弁護士 中島和典氏
◆申込期限 3月14日(月)
※詳しいお問い合わせは、建設課公営住宅担当(内線153)老月まで

- ◆日時 3月28日(月) 10時~12時
◆相談時間は、20~30分です。
◆場所 山村開発センター2階 第3研修室
※お申し込みや詳しいお問い合わせは、企画財政課情報交流担当(内線265)深瀬まで
- ◆相談員 弁護士 中島和典氏
◆申込期限 3月14日(月)
※詳しいお問い合わせは、企画財政課情報交流担当(内線265)深瀬まで
- ◆日時 3月28日(月) 10時~12時
◆相談時間は、20~30分です。
◆場所 山村開発センター2階 第3研修室
※お申し込みや詳しいお問い合わせは、企画財政課情報交流担当(内線265)深瀬まで

おしゃせ掲示板

介護保険要介護認定者の 税控除について

介護保険の要介護(要支援)認定者で65歳以上の方が、身体障害者手帳等の交付を受けていない場合に、その身体(精神)上によっては、所得税法(地方税法)上の障害者控除に該当する場合があります。この適用を受ける場合には、町(保健福祉課)の認定を受ける必要があります。

◆障害者控除の申告ができる方

所得税や住民税(均等割だけの方は除く)を納める方で、次に該当する方には、控除の申告を受けることができます。

(1) 保健福祉課で「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた満65歳以上の方
(2) 同認定書の交付を受けた満65歳以上の方を扶養している方

※認定書については、介護認定調査資料等をもとに、町で設置している判定会議において審査、決定を行い、障害者に準ずるものと認められる場合に交付されます。

◆おむつ代の医療費控除について

要介護認定を受けている方で、おむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、町(保健福祉課)が発行する「おむつ使用証明書」を確定申告時に添付することができます。

おむつ代における医療費控除を初めて受ける場合は、かかりつけの医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

なお、介護保険による施設サービス及び短期入所サービス(ショートステイ)を受けている方のおむつ代は、医療費控除の対象となりません。

◆認定書等の交付申請窓口

「障害者控除対象者認定書」および「おむつ使用証明書」の交付申請は、町保健福祉課(福祉担当または介護保険担当まで、印鑑をご持参のうえお越しください。

福社担当(内線143)木下まで

福社担当(内線142)長野または介護保

大雪山国立公園東大雪地域整備基本計画(案)

の地元説明会を開催いたします

- ◆日時 3月4日(金) 13:30 ~ 15:00
- ◆場所 総合温泉文化ホール
- ◆主催 環境省北海道地方環境事務所・上士幌町
- ※参加される方は下記の問い合わせ先までお申し込みください。
○環境省上士幌自然保護官事務所(☎2-3337)山北
○上士幌町企画財政課(内線265)杉原

特別支援教育支援員

臨時作業員 募集します!!

(町臨時職員)

- ◆公募人員 1名
- ◆応募資格 町内に居住し普通自動車運転免許(A T限定不可)を取得している方
- ◆主な業務内容 道路、公園の維持管理作業、その他現業作業等
- ◆雇用期間 平成23年4月以降6ヶ月(更新予定あり)
- ◆待遇 月給151,100円、社会保険・雇用保険加入
- ◆応募締切 3月10日(木) 17:15まで
- ◆提出書類 履歴書

※上士幌町役場総務課に用意してありますので、所定の用紙を使用してください。

- ◆提出先 総務課職員人事担当
- ◆選考方法 面接⇒日程は個別通知
- ※詳しいお問い合わせは、総務課職員人事担当(内線235)富川まで

- ◆公募人員 1名 ◆勤務先 上士幌小学校

- ◆応募資格 ①65歳位までの方

- ②健康で業務を遂行できる者で町内に居住する方

- ◆主な業務内容 障がいのある児童・生徒が学校生活を営む上で必要とする業務

- ①基本的な生活習慣を確立するための生活上の支援

- ②障がいのある児童・生徒への学習支援

- ③学習活動、教室間移動などにおける介助

- ④危険な行動の防止などの安全配慮

- ⑤運動会、発表会などの学校行事における介助

- ◆委託期間 平成23年4月1日~平成24年3月31日

- ◆委託金額 1時間あたり813円

- ◆保険関係 公務災害時の所得保障保険加入

- ◆業務時間 週38時間45分以内(1日7時間45分以内)

- ◆応募締切 3月17日(木) 17:15まで

- ◆提出書類 履歴書 ※教育委員会に用意してありますので、所定の用紙を使用してください。

- ◆提出先 教育委員会総務・学校教育担当

- ◆選考方法 書類(一次)、面接(二次)⇒日程は個別通知

- ※詳しいお問い合わせは、教育委員会総務・学校教育担当

- (☎2-3014)佐藤まで

おしらせ 掲示板

3月1日(火)～15日(火)

申し込みの手続き

申し込みをするためには、「申込書」の提出が必要となります。総務課庶務担当に電話などでご確認、ご請求ください。(申込書の提出は、郵送またはファックスでも可能です)

委員の委嘱について

1 公募条件に適合された方全員を「候補者名簿」に登録させていただきます。(1年間有効)

2 委員を委嘱する必要が生じた審査会等から順に、「候補者名簿」登録者の中から委員を委嘱します。

3 応募者多数の場合は、厅内において選考審査を行ふことにしています。

4 応募された方全員に、選考審査の結果を通知いたします。

◆委員報酬及び旅費(費用弁償)について

1 日額報酬
会長(委員長) 7700円
一般委員 6900円

(3時間未満の会議、複数の会議が同日に行われた場合は、報酬額の調整があります。)

◆公募する附属機関

3月末並びに平成23年度中に委員の任期が満了となる9機関(下記参考照)について、それぞれ「公募人数」欄に記載の人数を公募します。

◆公募の条件

本町の町民で次に掲げる資格要件を満たす方となります。
(1)満20歳以上の方
(2)現職の町議会議員、町の各執行機関の委員及び町職員(非常勤職員を除く)でない方

◆公募の期間

(内線234)杉本まで



町の審査会・審議会委員 を公募します

町長や教育委員会からの諮詢や審査などに応じて審議する委員会・審議会等(附属機関)の委員の一部を公募します。

応募された方全員に、選考審査の結果を通知いたします。

応募された方全員に、選考審査の結果を通知いたします。

応募された方全員に、選考審査の結果を通知いたします。

応募された方全員に、選考審査の結果を通知いたします。

1 いて

会長(委員長) 7700円
一般委員 6900円

(3時間未満の会議、複数の会議が同日に行われた場合は、報酬額の調整があります。)

2 いて

旅費(費用弁償) 上士幌地区以外から出席いただく場合は、バス代または車代の実費相当額を支給します。

3 いて

本町の町民で次に掲げる資格要件を満たす方となります。
(1)満20歳以上の方
(2)現職の町議会議員、町の各執行機関の委員及び町職員(非常勤職員を除く)でない方

※詳しいお問い合わせは、総務課庶務担当

おしゃせ掲示板

平成23年度就学援助費の受給申込について

町では、小学生及び中学生の就学に困難をきたしている方に、学用品費、給食費、修学旅行費などの就学援助を行っています。

◆認定基準

- ①前年度の世帯全員の総収入が、当該年度の生活保護法に基づく基準の1.3倍を基礎とした算定額を超えない者。
- ②その他、「上士幌町就学援助認定要領」の給与対象者に該当する者。(児童扶養手当受給者、町民税非課税または減免者など)

◆提出書類

- ①平成23年度就学援助費受給申込書
②平成22年中(平成22年1月～12月)の全ての所得を証明する「源泉徴収票写し」または「確定申告書用紙写し」(世帯全員分)

※申込書は、各学校を通して配布しておりますが、申込用紙がない場合、教育委員会にご相談願います。

◆申込先 教育委員会総務・学校教

◆申込期限 3月18日(金)

◆育担当 育児

※期限を過ぎても受付しますが、4月を過ぎると申込日の日割計算により受給される場合があります。
※詳しいお問い合わせは、教育委員会総務・学校教育担当(☎21-3014)石井まで

地上デジタル放送移行にかかる住民説明会

今年7月、地上アナログ放送の地上デジタル放送移行に向けて、「新たな難視」「デジタル混信」についての住民説明会を3回にわけて、開催いたします。

■本説明会には、右図の難視地区周辺にお住まいの方々もご参加いただけます。

※デジタル放送の受信が不安定な世帯の方は、ぜひ、お越しください。

【第1回目】

- ◆日時 3月14日(月) 13:30～15:00
◆場所 山村開発センター第2研修室
◆対象 萩ヶ岡・清水谷・北門・北居辺・東居辺の方々(主にデジタル混信地区)

【第2回目】

- ◆日時 3月14日(月) 19:00～20:30
◆場所 山村開発センター第2研修室
◆対象 デジタル混信地区、新たな難視地区及び周辺にお住まいの方々

【第3回目】

- ◆日時 3月15日(火) 10:30～12:00
◆場所 山村開発センター第2研修室
◆対象 市街地区の方々
(主に新たな難視地区)

【デジタル混信地区】

(下図、太枠内)
主に、萩ヶ岡、清水谷、北門、北居辺、東居辺にお住まいの方々



【新たな難視地区】

(上図、太枠内)
主に、3の2区、14区、5区、10区にお住まいの方々

※詳しいお問い合わせは、企画財政課情報交流担当(内線265)深瀬まで

まちづくり講演会

平成22年度十勝ふるさと市町村圏北ブロック事業
を開催します

●日時 3月22日(火) 13:30～15:30 ●場所 上士幌町山村開発センター 集会室

◆講演会及び試食会

第1部 講演会 13:30～15:00 【テーマ】「食」と「農」を結ぶ農村と都市の交流

「田舎のパワーをみんなにおすそ分け(仮称)」 講師 べにや長谷川商店 長谷川清美 氏

第2部 試食会 15:00～15:30 講師提供試食品、上士幌町産品など(予定)

※詳細は、後日、新聞折り込みなどでお知らせいたします。

※詳しいお問い合わせは、商工観光課商工担当(内線248)宮部まで

おしゃらせ 掲示板

上士幌ゴルフ場従業員募 集!

◆雇用期間 4月初旬～11月中旬

◆勤務時間 シフト制

◆休日 4週8休(指定公休制)

◆通勤方法 個人車輌で通勤
(通勤手当支給)

◆経験 不問(初心者大歓迎!)

◆社会保険 健康保険・雇用保険
労災保険・厚生年金

◆応募方法 履歴書を郵送または持
参してください。

◆その他 アルバイトやリストラノ
係も募集しますのでお問い合わせく
ださい。

◆詳しいお問い合わせは、上士幌ゴ
ルフ場(☎21-4000)まで

第60回糖尿病友の会

◆日時

3月16日(水) 11時より

◆場所

ふれあいプラザ調理室

◆内容

1 血圧・血糖測定

2 検査の話

講師 臨床検査技師 山本志都

3 講話「やめたいオヤツ」やめられな
いオヤツ」

講師 管理栄養士 西垣知子

4 糖尿病の話

講師 院長 小泉洋一

5 試食会

◎参加をご希望されます方は、病院
受付にてお申し込みください。

※詳しいお問い合わせは、社会医療
法人北斗 十勝恵愛会病院(☎21-
2010)まで

◆給与 時給1450円

◆休み 土日祝日、年末年始

◆応募方法 電話連絡の上、履歴書
または

(写真添付)をご持参ください。
◆応募締切 3月20日(日)
※詳しいお問い合わせ先 (社)北海
道総合在宅ケア事業団 本別地域訪
問看護ステーション(本別町北6丁
目11番地4本別町健康管理センター
内 ☎0156-22-9050)

◆受験資格 1次試験日 6月12日(日) 9時
持参
①昭和57年4月2日～平成2年4月
1日生まれの者
②平成元年4月2日以降生まれの者
で次に掲げるもの
(1) 大学を卒業した者及び平成24年3
月までに大学を卒業する見込みの者
並びに人事院がこれらの者と同等の
資格があると認める者
(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業
した者及び平成24年3月までに短期
大学または高等専門学校を卒業する
見込みの者並びに人事院がこれらの
者と同等の資格があると認める者
※詳しいお問い合わせは、帯広少年
院庶務係(☎24-5787)まで

平成23年度国家公務員採 用試験のお知らせ

【大学卒業等程度】

○国家公務員採用一種試験

◆受付期間 4月1日(金)～8日(金)

○国家公務員採用二種試験

◆受付期間 4月11日(月)～20日(水)

※一種及び二種は、インターネット
による申し込みが可能です。

<http://www.jinji-shiken.go.jp/jukun.html>

【高等学校卒業程度】

○国家公務員採用三種試験

◆受付期間 6月21日(火)～28日(火)

※詳しいお問い合わせは、人事院北
海道事務局第二課試験係(☎011-
2411-241)

11248)まで

平成23年度法務教官採用 試験のお知らせ

法務教官は、原則として少年院ま
たは少年鑑別所などに勤務します。

たは少年鑑別所などに勤務します。

◆受付期間 4月1日(金)～14日(木)
◆申込方法 郵送(簡易書留)または

知つていますか?雇用継 続給付

「雇用継続給付」とは働き続けたい
という意欲を持つているにもかかわ
らず、育児・介護で働くことが一時的
に困難となってしまうような方、ま
たは、給与が60歳時点に比べ75%未
満に低下した状態で雇用されている
65歳未満の方に、一定の給付を行い、
円滑な職業生活の継続を援助する制
度です。

※詳しいお問い合わせは、ハローワー
ク帯広 雇用保険適用課(☎23-
8296部門コード21#)まで

おしゃせ掲示板

平成23年度自衛官等募集案内

募集種目	募集資格	受付期間	試験日
一般・技術幹部候補生 (大学院・修士課程修了者)	平成24年4月1日現在 20歳以上26歳未満 (28歳未満)	2/1(火) 5/6(金)	1次 5/14・15 2次 6/14~16
歯科・薬剤科幹部候補生	平成24年4月1日現在 20歳以上30歳未満		1次 5/14・15 2次 6/14~16
医師・歯科医師幹部	医師または歯科医師免 許を取得している者		5/14
一般曹候補生	平成24年4月1日現在 18歳以上27歳未満		1次 5/21 2次 6/26
予備自衛官補	平成23年7月1日現在 18歳以上34歳未満	1/11(火) 4/6(水)	4/18 (帯広会場)

◆お問い合わせ先
自衛隊帯広募集案内所
☎ & FAX 23-18718
募集コールセンター
0120-1063782
http://www.mod.go.jp/pco/obhiro/

後期高齢者医療制度のお知らせ ～保険料のお支払い方法について～

保険料の納め方

- ◆2つの納め方があります。

①特別徴収 年金からのお支払いとなります。

- ◆お手続きの必要はありません。なお、次の方は特別徴収に該当せず、普通徴収となります。
- 受給している年金額が、年額18万円未満の方
- 介護保険とあわせた保険料が年金支給の半分を超える方

※この制度に加入してからおよそ半年間は、年金からのお支払いができません。

「納付書」や「口座振替」でお支払いください。

②普通徴収 納付書・口座振替による金融機関でのお支払いとなります。

- 口座振替に切り替わるまで、数ヶ月のお時間が必要となります。

※国民健康保険料を口座振替していた方でも自動的に継続されません。

改めて手続きが必要です。

保険料の納め忘れはありませんか？

※納付書払いでの保険料の納め忘れが多発しています。
ご自分のお支払い方法については、保険料額決定通知書(納入通知書)をご確認ください。

保険料のお支払いを「口座振替」に変更できます

- ◆納付書、年金でお支払いの方は、口座振替に変更することができます。
※「年金」のお支払いから変更できる時期は、申し出の時期により異なります。
- ◆税申告の際、「社会保険料控除」は、保険料をお支払いする方(口座名義人)が受けられます。
お申し出の際には、「本人の保険証、預金通帳、お届け印」が必要です。

後期高齢者医療制度保険料の支払方法を「口座振替」への変更することをご希望される方は、保健福祉課後期高齢者医療担当までお申し出ください。

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階 ☎011-290-5601

保健福祉課後期高齢者医療担当(内線144)岡田

お問い合わせ先

あしらせ掲示板

冬道の交通安全

厳しい寒さが続き、路面凍結や視界不良などによる「冬型事故」が発生しています。冬道は、「滑りやすい」「見えにくい」などの危険な状況が生じ、少しの油断が大きな事故を引き起こします。刻々と変化する道路状況に応じた慎重な運転を心掛けましょう。

【ドライバーのみなさんへ】

- 平坦な路面でも油断せず、スピードを控え、十分な車間距離と早めのブレーキを心がけましょう。
- 急発進、急ブレーキ、急ハンドルなど「急」のつく運転は危険ですので、絶対にやめましょう。
- 夕暮れ以降や降雪時は特に、歩行者の見落とに注意しましょう。

落氷雪による事故防止

例年この時期は、寒暖の差が大きくなるので、凍った屋根の雪が落ちて下敷きとなったり、屋根の雪おろし作業中の転落や、除雪機に巻き込まれるなど、尊い命を落とす事故が発生しています。

【ドライバーのみなさんへ】

- ◆屋根の雪や氷柱を早めに下ろす場所で遊ばせない
- ◆子どもたちを落氷雪の危険がある場所で遊ばせない
- ◆屋根の雪下ろしは転落防止用ロープなどを装着する
- ◆除雪機による除雪は安全を確かめながら行う
- ◆歩行者の脇を通り際は、危険を予測して速度を落とし、安全な間隔をとりましょう。

※夜光反射材は、町民課生活環境担当窓口（上士幌町交通安全協会事務局）にて無料で提供していますので、是非ご活用ください。

- 歩行者のみなさんへ】
- 少し遠回りでも、信号機が設置されている横断歩道を渡りましょう。
- 斜め横断や飛び出しは危険ですので、絶対にやめましょう。
- 夕暮れ以降に外出する際は明るい色の服装をし、夜光反射材を身につけましょう。
- 歩行者の脇を通り際は、危険を予測して速度を落とし、安全な間隔をとりましょう。

配偶者暴力被害者などの電話相談実施について

内閣府では、配偶者などからの暴力や性暴力の被害者を対象に、24時間対応の電話相談「パープルダイヤル」を実施しています。誰にも相談できずに悩んでいる方はいらっしゃいませんか。秘密は守られますので、安心してご相談ください。

内閣府では、配偶者などからの暴力や性暴力の被害者を対象に、24時間対応の電話相談「パープルダイヤル」を実施しています。誰にも相談できずに悩んでいる方はいらっしゃいませんか。秘密は守られますので、安心してご相談ください。

◆電話相談期間
3月27日(日) 22時まで
(24時間対応)
◆電話相談名称
パープルダイヤル
◆電話番号
0120-941-826(通話料無料)

国民年金インフォメーション

■国民年金保険料の納付期限について

国民年金保険料の納付期限は、「納付対象月の翌月末日」と法令で定められており、平成23年3月分であれば、平成23年4月末が納付期限となります。なお、納付期限を経過した場合でも、期限から2年間は追納することができます。

ただし、付加年金は任意で加入いただいているため、納付期限を過ぎた分については受け付けられませんのでご注意ください。定額分(15,100円)と付加年金分(400円)が合算された15,500円を納付期限が過ぎてから納められた場合、付加年金分の400円が後日返納されることになりますので、付加年金に加入されている方は定額保険料と合わせて納付期限までに納めるようお願いします。

●国民年金保険料収納業務の委託事業者が変わりました。

日本年金機構では、国民年金保険料を納め忘れている方に対して、電話・文書・訪問などによる納付のご案内や免除等の申請手続きのご案内を、民間事業者へ委託しています。

平成22年10月から「日立キャピタル債権回収・日立キャピタル共同企業体」が行っています。

※詳しいお問い合わせは、町民課戸籍年金担当(内線136)佐藤まで



地域を変えてく新しい力 地域おこし協力隊 活動報告

TITLE:わすれちゃいけない普段の目線

記:社会教育推進員 松尾佳世



早いもので、上士幌町に来て1年が経過しようとしています。よく、「もう、慣れたかい?」と質問されますが、素直に「はい」と答えることができません。人には恵まれ、毎日楽しく過ごしています。ただ、仕事についてはまだまだ分らない事ばかりで、自分の思いが相手に伝わらなかったり、思うように行行動に移せなかったりと歯痒い場面が多々あります。

思いつめると忘れがちなのが「普段の目線」。

こんなこと出来たら良いのではと思い、「○○教室」などの事業を考えたりします。参加した人に何かを残せばと気張って考えますが、煮詰まる企画の段階でどうも堅苦しい要素たっぷりの中身になってしまいます。ふと、普段の自分が参加し



▲早寝早起き朝ごはん体操

たいかと考えると、全然魅力的ではない・・・こうなると、もう誰のためにやっているのかわからなくなってきたま

せっかくやるのなら、参加者も楽しく、関係者も楽しく取り組みたいと思うのです。

(ふざけるとは違います。) 嫌々やることは続かないし、後に残るものも少ないからです。これは、新しい事ばかりではなく、今までやってきた取り組みについても然りです。どうしたら、参加者がもっと楽しめるかを常に考えながら活動していきたいです。

現在、「早寝早起き朝ごはん」の推進を行っています。その取り組みの一環として、上士幌保育所で「早寝早起き朝ごはん体操」を覚えてもらいました。子どもたちが楽しく踊ってくれているという話を聞き、とても嬉しいです。他の保育所にも、ぜひ推進に行きたいと思います。

日々、感じる歯痒さを解消するには、自身のステップアップが欠かせないと思います。だからといって、無理に背伸びをするのではなく、徐々に、でも確実に土台を積んで自分の丈をのぼし、思いを実現させていきたいです。これからもどうぞよろしくお願いします。

火の用心



■人とのつながり

先日、『意識がないようなので来てほしい』との救急要請が入りました。患者さんは一人暮らしの高齢者の方で、顔を見に立ち寄った親戚からの通報でした。現場へ出動し、直ちに状態を観察した結果、呼吸や脈もなく、また様態や周囲の状況からみて、すでに心肺停止から数日が経過していることが見て取れました。周囲は、数日前までの新聞がきれいで置いてあり、またテレビはつけられたままの状態で、突然の心肺停止であったことが現場の状況から見て取れました。いわゆる、孤独死の状況でした。

救急隊は、高度な救命の技術や資器材を持っており、出動があった際は状況や症状に応じて、出来る限りの処置を患者さんに対して常に行ってています。

しかし、残念ながら、今回のようにどうしても助け

■平成23年1月31日現在の火災・救急出場状況

- ◆火災出動 0件
- ◆救急出場 21件

ることが出来ない場合が、やはりあります。それでは、全く救う方法がないのかといえば、そうではありません。助けることができるのは、この町に住んでいる、他でもない私たち住民です。孤独死の問題は、今日では全国的な社会問題となっており、解決の為には住民だけではなく医療・保健福祉や行政の力など、さまざまな視点からの対策が必要であると思います。しかし、普段の生活の中での、顔をあわせるコミュニケーション、つまり近所づきあいが、何よりも孤独死を減らす大きな力だと思います。困ったことがあったときに、素直に頼りあえる近所とのつながりが、時には命を救うことにもつながるのではないかと思います。

※詳しいお問い合わせは、予防第1係(内線525)

坂田・荒木・小野内まで